

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年1月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クリエみうら階上店

気仙沼市波路上野田155-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社駅前ストアー 代表取締役 三浦 剛

気仙沼市波路上向原13番地1

3 市町村の意見の概要

- (1) 騒音について、「宮城県公害防止条例」に基づく特定施設を設置する場合には、届出を行い、騒音・振動の規制基準を遵守されたい。
- (2) 廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に処理されたい。
- (3) 排水については、設置する浄化槽の維持管理を徹底し、適正に処理されたい。
- (4) 気象庁から津波に関する警報・注意報が発表された際には、利用者等に対して情報を周知されるなど、災害発生時の適切な避難誘導措置に努められたい。

また、緊急地震速報受信システムの導入について、検討願いたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，気仙沼地方県政情報コーナー及び気仙沼市役所

6 縦覧期間

平成20年1月18日から平成20年2月18日まで（ただし、閉庁日を除く。）